

2020年6月1日以降始期用

# T I サポート共済約款

## ご契約者様の皆様へ

このたびは本会のT I サポート共済をご契約いただきありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

この約款をご一読のうえ保障内容をご確認ください。なお、ご契約者様から被共済者（保障の対象となる方）に内容をご説明いただきますようお願い申し上げます。

# 海外旅行傷害共済普通共済約款

## 第1章 用語の定義条項

### 第1条 (用語の定義)

この約款において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義にります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医師	被共済者が医師である場合は、被共済者以外の医師をいいます。
企画旅行	旅行業者(*1)が、旅行の目的地および日程、旅行者が提供を受けることができる運送等サービス(*2)の内容ならびに旅行者が支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を、旅行者の募集のためにあらかじめ、または旅行者からの依頼により作成するとともに、その計画に定める運送等サービス(*2)を旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等サービス(*2)の提供にかかる契約を、自己の計算において、運送等サービス(*2)を提供する者との間で締結することにより実施する旅行をいいます。 (*1). 旅行業法で定められた旅行業の登録を受けた者をいいます。 (*2). 運送または宿泊のサービスをいいます。
危険	傷害または損害の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行(*1)または試運転(*2)をいいます。 (*1). いずれもそのための練習を含みます。 (*2). 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被共済者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。

告知事項	危険に関する重要な事項のうち、共済契約申込書の記載事項とすることによって本会が告知を求めたものをいいます。(*1) 他の共済契約等に関する事項を含みます。
再取得価額	共済の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要なとする額をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
宿泊施設	宿泊することを主たる目的とする次のいずれかの施設をいいます。 ア. 企画旅行または手配旅行において手配された施設 イ. ホテル、旅館またはこれに類する施設。なお、アパート等の主たる目的が賃貸の施設は含みません。 ウ. 被共済者の渡航期間が被共済者の住所の属する国を出国してからその日を含めて31日以内に終了する場合のア.およびイ.以外の施設
乗用具	自動車等、モーター ポート(*1)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (*1). 水上オートバイを含みます。
親族	6新等内の血族、配偶者または3新等内の姻族をいいます。
他の共済契約等	この共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の共済契約または保険契約をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領そのためのものは含みません。
手配旅行	旅行業者(*1)が旅行者の委託により、旅行者のために代

	理、媒介または取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるよう、手配することを引き受ける旅行をいいます。 (*1). 旅行業法で定められた旅行業の登録を受けた者をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被共済者	共済証書記載の被共済者をいいます。
共済価額	損害が生じた地および時ににおける共済の対象の価額をいいます。
共済期間	共済証書記載の共済期間をいいます。
共済金	死亡共済金、後遺障害共済金または治療費用共済金をいいます。
旅行行程	共済証書記載の海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。

## 第2章 保障条項

### 第2条 (共済金を支払う場合)

- (1) 本会は、被共済者が旅行行程中に急激かつ偶然な外来の事故(\*1)によってその身体に被った傷害に対して、この約款の規定に従い共済金を支払います。
- (2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(\*2)を含みます。  
(\*1). 以下「事故」といいます。  
(\*2). 繙続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を

除きます。

### 第3条 (共済金を支払わない場合一その1)

- (1) 本会は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、共済金を支払いません。

①	共済契約者(*1)または被共済者の故意または重大な過失
②	共済金を受け取るべき者(*2)の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡共済金の一部の受取人である場合には、共済金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
③	被共済者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
④	被共済者が次のいずれかに該当する間に生じた事故 ア. 法令に定められた運転資格(*3)を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*4)、シンナー等(*5)を使用した状態で自動車等を運転している間
⑤	被共済者の脳疾患、疾病または心神喪失
⑥	被共済者の妊娠、出産、早産または流産
⑦	被共済者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、本会が共済金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、共済金を支払います。
⑧	被共済者に対する刑の執行
⑨	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴(*6)
⑩	核燃料物質(*7)もしくは核燃料物質(*7)によって汚染された物(*8)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑪	⑨および⑩の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑫ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染

- (2) 本会は、被共済者が頸部症候群(\*7)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因が何であるかにかかわらず、共済金を支払いません。
- (\*1). 共済契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (\*2). 共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (\*3). 運転する地における法令によるものをいいます。
- (\*4). 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。
- (\*5). 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。
- (\*6). 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (\*5) 使用済燃料を含みます。
- (\*6) 原子核分裂生成物を含みます。
- (\*7) いわゆる「むちうち症」をいいます。

**第4条 (共済金を支払わない場合一その2)**

本会は、被共済者が下表のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、共済契約者があらかじめこれらの行為に対応する共済掛金を支払っていない場合は、共済金を支払いません。

①	乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、③に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、共済金を支払います。
②	乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法または態様により乗用具を使用している間。ただし、③に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法または態様により自動車等を使用している間については、共済金を支払います。

③ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法もしくは態様により自動車等を使用している間

**第5条 (死亡共済金の支払)**

- (1) 本会は、被共済者が第2条(共済金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、共済金額(\*1)の全額(\*2)を死亡共済金として死亡共済金受取人に支払います。
- (2) 第33条(死亡共済金受取人の変更) (1)または(2)の規定により被共済者の法定相続人が死亡共済金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、本会は、法定相続分の割合により死亡共済金を死亡共済金受取人に支払います。
- (3) 第33条(8)の死亡共済金受取人が2名以上である場合は、本会は、均等の割合により死亡共済金を死亡共済金受取人に支払います。

(\*1). 共済証書記載の共済金額をいいます。以下この特約において同様とします。

(\*2). 既に支払った後遺障害共済金がある場合は、共済金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

**第6条 (後遺障害共済金の支払)**

- (1) 本会は、被共済者が第2条(共済金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害共済金として被共済者に支払います。

$$\text{共済金額} \times \text{別表1に掲げる各等級の後遺障害に対する共済金支払割合} = \text{後遺障害共済金の額}$$

- (2) (1)の規定にかかわらず、被共済者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を必要とする状態にある場合は、本会は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害共済金

として支払います。

- (3) 別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、本会は、共済金額に下表の共済金支払割合を乗じた額を後遺障害共済金として支払います。

①	別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する共済金支払割合
②	①以外の場合で、別表1の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する共済金支払割合
③	①および②以外の場合で、別表1の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する共済金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する共済金支払割合の合計の割合が上記の共済金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を共済金支払割合とします。
④	①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する共済金支払割合

- (5) 既に後遺障害のある被共済者が第2条の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、共済金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害共済金として支払います。

$$\text{別表1に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する共済金支払割合} - \text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する共済金支払} = \text{適用する割合}$$

- (6) (1)から(5)までの規定に基づいて、本会が支払うべき後遺障害共済金の額は、共済期間を通じ、共済金額をもって限度とします。

## 第7条 (治療費用共済金の支払)

- (1) 本会は、被共済者が第2条(共済金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、治療(\*1)を必要とした場合は、下表の①から③までに掲げる金額を治療費用共済金として被共済者に支払います。ただし、社会通念上妥当な金額であり、かつ、第2条に規定する事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当額とし、この共済契約を締結していなければ生じなかった金額を除きます。また、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に必要とした費用に限ります。

①	次に掲げる費用のうち被共済者が治療のため現実に支出した金額
ア.	医師の診察費、処置費および手術費
イ.	医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料
ウ.	義手および義足の修理費
エ.	X線検査費、諸検査費および手術室費
オ.	職業看護師(*2)費。ただし、謝金および礼金は含みません。
カ.	病院または診療所へ入院した場合の入院費
キ.	入院による治療を必要とする場合において、病院もしくは診療所が遠隔地にあることまたは病院もしくは診療所のベッドが空いていないこと等やむを得ない事情により、宿泊施設の室内で治療(*1)を受けたとき(*3)の宿泊施設の客室料
ク.	入院による治療は必要としない場合において、治療(*1)を受け、医師の指示により宿泊施設で静養するときの宿泊施設の客室料。ただし、被共済者が払戻しを受けた金額または被共済者が負担することを予定していた金額はこの費用の額から控除します。
ケ.	救急措置として被共済者を病院または診療所に移送するための緊急移送費

	<p>ヨ. 入院または通院のための交通費</p> <p>サ. 病院もしくは診療所に専門の医師がいることまたはその病院もしくは診療所での治療が困難なことにより、他の病院または診療所へ移転するための移転費(*4)。ただし、日本国内(*5)の病院または診療所へ移転した場合には、被共済者が払戻しを受けた帰国のために運賃または被共済者が負担することを予定していた帰国のために運賃はこの費用の額から控除します。</p> <p>シ. 治療のために必要な通訳雇入費</p>	<p>② 他の共済契約等から共済金または保険金が支払われた場合</p> <p>(1)の費用の額から、他の共済契約等から支払われた共済金または保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この共済契約の支払責任額(*8)を限度とします。</p>
②	<p>被共済者の入院により必要となった次に掲げる費用のうち被共済者が現実に支出した金額。ただし、1事故に基づく傷害について20万円を限度とします。</p> <p>ア. 国際電話料等通信費</p> <p>イ. 入院に必要な身の回り品購入費(*6)</p>	<p>(4) (1)の規定にかかわらず、被共済者が本会と提携する機関から(1)の表の①または③に掲げる費用の請求を受けた場合において、被共済者がその機関への治療費用共済金の支払を本会に求めたときは、本会は、被共済者がその費用を支出したものとみなして(1)から(3)までの規定により算出した治療費用共済金をその機関に支払います。</p> <p>(*1). 義手および義足の修理を含みます。</p> <p>(*2). 日本国外において被共済者の治療に際し、医師が付添を必要と認めた場合の職務として付添いを行う者を含みます。</p> <p>(*3). 医師の指示により宿泊施設で静養する場合を含みます。</p> <p>(*4). 治療のため医師または職業看護師が付添うことを必要とする場合には、その費用を含みます。</p> <p>(*5). 被共済者が日本国外に居住している場合には、その居住地をいいます。</p> <p>(*6). 5万円を限度とします。</p> <p>(*7). 共済証書記載の治療費用共済金額をいいます。以下この特約において同様とします。</p> <p>(*8). 他の共済契約等がないものとして算出した支払うべき共済金の額をいいます。</p>
③	<p>被共済者が治療のため入院し、その結果、当初の旅行行程を離脱した場合において、次に掲げるいずれかの費用のうち被共済者が現実に支出した金額。ただし、被共済者が払戻しを受けた金額または被共済者が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。</p> <p>ア. 被共済者が当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費</p> <p>イ. 被共済者が直接帰国するための交通費および宿泊費</p>	<p>(2) (1)の治療費用共済金の支払は、1事故に基づく傷害について治療費用共済金額(*7)をもって限度とします。</p> <p>(3) 他の共済契約等がある場合において、支払責任額(*8)の合計額が、(1)の費用の額を超えるときは、本会は、下表に掲げる額を治療費用共済金として支払います。</p>
①	他の共済契約等から共済金または保険金が支払われていない場合	この共済契約の支払責任額(*8)

領収した共済掛金	
領収した共済掛金	+ 共済期間を通じて別表2に掲げる運動等を行う場合に共済契約者が支払うべき割増共済掛金 (*1)

(\*1). 別表2に掲げる運動等に対応する割増共済掛金をいいます。

#### 第9条（死亡の推定）

被共済者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被共済者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被共済者が第2条（共済金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

#### 第10条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被共済者が第2条（共済金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、本会は、その影響がなかつたときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被共済者が治療を怠ったことまたは共済契約者もしくは共済金を受け取るべき者が治療をさせなかつたことにより第2条の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

### 第3章 基本条項

#### 第11条（共済責任の始期および終期）

- (1) 本会の共済責任は、共済期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) (1)の規定にかかわらず、被共済者の旅行の最終目的地への到着が共済期間の末日の午後12時までに予定されているにもかかわらず下表に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、共済責任の終期は、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ、72時間を限度として延長されるものとします。

として延長されるものとします。

①	被共済者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関(*1)のうち運行時刻が定められているものの遅延、欠航、運休または到着地変更(*2)
②	交通機関(*1)の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能
③	被共済者が治療を受けたこと

- (4) (3)の場合のほか、被共済者の旅行の最終目的地への到着が共済期間の末日の午後12時までに予定されているにもかかわらず下表に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、共済期間の末日の午後12時から被共済者が解放され正常な旅行行程につくことができる状態に復するまでに必要とする時間だけ共済責任の終期は延長されるものとします。ただし、最終目的地に到着した時または当初予定していなかった目的地に向かって出発した時(\*3)のいずれか早い時までとします。

①	被共済者が乗客として搭乗している交通機関(*1)または被共済者が入場している施設に対する第三者による不法な支配または公権力による拘束
②	被共済者に対する公権力による拘束
③	被共済者が誘拐されたこと
④	日本国外において、空港が閉鎖された結果、被共済者がその空港所在国を容易に出国できない状態になったこと

- (5) (1)、(3)および(4)の規定にかかわらず、本会は、下表のいずれかに掲げる事故による傷害に対しては、共済金を支払いません。

①	共済掛金領収前に生じた事故
②	被共済者の旅行行程開始前または旅行行程終了後に生じた事故

- (\*1). 航空機、船舶、車両等の交通機関をいいます。
- (\*2). 予定されていない地点に到着することをいいます。
- (\*3). 最終目的地への移動のため必要、かつ、やむを得ない場合を除きます。

## 第12条（告知義務）

- (1) 共済契約者または被共済者になる者は、共済契約締結の際、告知事項について、本会に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 本会は、共済契約締結の際、共済契約者または被共済者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかっただ場合または事実と異なることを告げた場合は、共済契約に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、下表のいずれかに該当する場合には適用しません。

①	(2)に規定する事実がなくなった場合
②	本会が共済契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかっただ場合(*1)
③	共済契約者または被共済者が、第2条（共済金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に、告知事項について、書面をもって訂正を本会に申し出、本会がこれを承認した場合。なお、本会が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、共済契約締結の際に本会に告げられていたとしても、本会が共済契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
④	本会が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または共済契約締結時から5年を経過した場合

- (4) (2)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第21条（共済契約解除の効力）の規定にかかわらず、本会は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、本会は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずしては適用しません。

(\*1) 本会のために共済契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしく

は事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

## 第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）

- (1) 共済契約締結の後、被共済者が旅行行程中に従事する共済証書記載の職業または職務を変更した場合は、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、その事実を本会に通知しなければなりません。
- (2) 職業に就いていない被共済者が新たに職業に就いた場合または共済証書記載の職業に就いていた被共済者がその職業をやめた場合も(1)と同様とします。
- (3) 共済契約者または被共済者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)または(2)の規定による通知をしなかつた場合において、変更後料率(\*1)が変更前料率(\*2)よりも高いときは、本会は、職業または職務の変更の事実(\*3)があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率(\*2)の変更後料率(\*1)に対する割合により、共済金を削減して支払います。
- (4) (3)の規定は、本会が、(3)の規定による共済金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から共済金を削減して支払うことについて被共済者もしくは共済金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実(\*3)があった時から5年を経過した場合には適用しません。
- (5) (3)の規定は、職業または職務の変更の事実(\*3)に基づかずしては適用しません。
- (6) (3)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(\*3)が生じ、この共済契約の引受範囲(\*4)を超えることとなつた場合には、本会は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
- (7) (6)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第21条（共済契約解除の効力）の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(\*3)が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による傷害に対しては、本会は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、本会は、その返還を請求することができます。

(\*1). 変更後の職業または職務に対して適用されるべき共済掛金率をいいます。

(\*2). 変更前の職業または職務に対して適用された共済掛金率をいいます。

(\*3). (1)または(2)の変更の事実をいいます。

(\*4). 共済掛金を増額することにより共済契約を継続することができる範囲として共済契約の締結の際に本会が交付する書面等において定めたものをいいます。

#### 第14条（共済契約者の住所変更）

共済契約者が共済証書記載の住所または通知先を変更した場合は、共済契約者は、遅滞なく、その事実を本会に通知しなければなりません。

#### 第15条（共済契約の無効）

下表に掲げる事実のいずれかがあった場合には、共済契約は無効とします。

①	共済契約者が、共済金を不法に取得する目的または第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約を締結した場合
②	共済契約者以外の者を被共済者とする共済契約について死亡共済金受取人を定める場合(*1)に、その被共済者の同意を得なかったとき

(\*1). 被共済者の法定相続人を死亡共済金受取人とする場合を除きます。

#### 第16条（共済契約の失効）

共済契約締結の後、被共済者が死亡した場合には、共済契約は効力を失います。

#### 第17条（共済契約の取消し）

共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって本会が共済契約を締結した場合には、本会は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を取り消すことができます。

#### 第18条（共済契約者による共済契約の解除）

共済契約者は、本会に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

#### 第19条（重大事由による解除）

(1) 本会は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、

共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

①	共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、本会にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと
②	被共済者または共済金を受け取るべき者が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと
③	共済契約者が、次のいずれかに該当すること 7. 反社会的勢力(*1)に該当すると認められること 8. 反社会的勢力(*1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること 9. 反社会的勢力(*1)を不当に利用していると認められること 10. 法人である場合において、反社会的勢力(*1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること 11. その他反社会的勢力(*1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
④	他の共済契約等との重複によって、被共済者に係る共済金額等の合計額が著しく過大となり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められること
⑤	①から④までに掲げるもののほか、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に本会のこれららの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

(2) 本会は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約(\*2)を解除することができます。

①	被共済者が、(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当すること
②	被共済者に生じた傷害に対して支払う共済金を受け取るべき者が、(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当すること

(3) (1)または(2)の規定による解除が傷害(\*3)の発生した後になされた場合であっても、第21条(共済契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)の表の①から⑤までの事由または(2)の表の①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害(\*3)に対しては、本会は、共済金(\*4)を支払いません。この場合において、既に共済金(\*4)を支払っていたときは、本会は、その返還を請求することができます。

- (\*1). 暴力団、暴力団員(\*5)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (\*2). その被共済者に係る部分に限ります。
- (\*3). (2)の規定による解除がなされた場合には、その被共済者に生じた傷害をいいます。
- (\*4). (2)の表の②の規定による解除がなされた場合には、共済金を受け取るべき者のうち、(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。
- (\*5). 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

#### 第20条(被共済者による共済契約の解除請求)

(1) 被共済者が共済契約者以外の者である場合において、下表のいずれかに該当するときは、その被共済者は、共済契約者に対しこの共済契約(\*1)を解除することを求めることがあります。

①	この共済契約(*1)の被共済者となることについての同意をしていなかった場合
②	共済契約者または共済金を受け取るべき者に、第19条(重大事由による解除)(1)の表の①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
③	共済契約者または共済金を受け取るべき者が、第19条(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する場合

④	第19条(1)の表の④に規定する事由が生じた場合
⑤	②から④までのほか、共済契約者または共済金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被共済者のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約(*1)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
⑥	共済契約者と被共済者との間の親族関係の終了その他の事由により、この共済契約(*1)の被共済者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

- (2) 共済契約者は、(1)の表の①から⑥までの事由がある場合において被共済者から(1)に規定する解除請求があったときは、本会に対する通知をもって、この共済契約(\*1)を解除しなければなりません。
- (3) (1)の表の①の事由のある場合は、その被共済者は、本会に対する通知をもって、この共済契約(\*1)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被共済者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。
- (4) (3)の規定によりこの共済契約(\*1)が解除された場合は、本会は、遅滞なく、共済契約者に対し、その事実を書面により通知するものとします。
- (5) (1)の規定にかかわらず、被共済者が共済契約者以外のものである場合には、共済契約者との別段の合意があるときを除き、その被共済者は、共済契約者に対し、この共済契約(\*1)のうち、治療費用共済金部分を解除することを求めることができます。
- (6) 共済契約者は、被共済者から(5)に規定する解除請求があった場合は、本会に対する通知をもって、この共済契約(\*1)のうち治療費用共済金部分を解除しなければなりません。

(\*1). その被共済者に係る部分に限ります。

#### 第21条(共済契約解除の効力)

共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第22条(共済掛金の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)

- (1) 第12条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異

- なる場合において、共済掛金率を変更する必要があるときは、本会は、変更前の共済掛金率と変更後の共済掛金率との差に基づき計算した共済掛金を返還または請求します。
- (2) 職業または職務の変更の事実(\*1)がある場合において、共済掛金率を変更する必要があるときは、本会は、変更前料率(\*2)と変更後料率(\*3)との差に基づき、職業または職務の変更の事実(\*1)が生じた時以降の期間(\*4)に対し日割をもって計算した共済掛金を返還または請求します。
- (3) 本会は、共済契約者が(1)または(2)の規定による追加共済掛金の支払を怠った場合(\*5)は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができまます。
- (4) (1)の規定による追加共済掛金を請求する場合において、(3)の規定によりこの共済契約を解除できるときは、本会は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、本会は、その返還を請求することができます。
- (5) (2)の規定による追加共済掛金を請求する場合において、(3)の規定によりこの共済契約を解除できるときは、本会は、職業または職務の変更の事実(\*1)があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率(\*2)の変更後料率(\*3)に対する割合により、死亡共済金または後遺障害共済金については共済金を、治療費用共済金については治療費用共済金額を削減します。
- (6) (1)および(2)のほか、共済契約締結の後、共済契約者が書面をもって共済契約の条件の変更を本会に通知し、承認の請求を行い、本会がこれを承認する場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、本会は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき計算した、未経過期間に対する共済掛金を返還または請求します。
- (7) (6)の規定により、追加共済掛金を請求する場合において、本会の請求に対して、共済契約者がその支払を怠ったときは、本会は、追加共済掛金領収前に生じた事故による傷害に対しては、共済契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この共済契約に適用される普通共済約款および特約に従い、共済金を支払います。
- (\*1). 第13条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (\*2). 変更前の職業または職務に対して適用された共済掛金率をいいます。
- (\*3). 変更後の職業または職務に対して適用されるべき共済掛金率をいいます。
- (\*4). 共済契約者または被共済者の申出に基づく、第13条(1)または(2)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。
- (\*5). 本会が、共済契約者に対し追加共済掛金の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

#### 第23条(共済掛金の返還－無効または失効の場合)

- (1) 共済契約が無効の場合には、本会は、共済掛金の全額を返還します。ただし、第15条(共済契約の無効)の表の①の規定により共済契約が無効となる場合には、共済掛金を返還しません。
- (2) 共済契約が失効となる場合には、本会は、未経過期間に対し日割をもって計算した共済掛金を返還します。ただし、第5条(死亡共済金の支払)(1)の死亡共済金を支払うべき傷害によって被共済者が死亡した場合には共済掛金を返還しません。

#### 第24条(共済掛金の返還－取消しの場合)

第17条(共済契約の取消し)の規定により、本会が共済契約を取り消した場合には、本会は、共済掛金を返還しません。

#### 第25条(共済掛金の返還－解除の場合)

- (1) 下表の規定により、本会が共済契約を解除した場合には、本会は、未経過期間に対し日割をもって計算し共済掛金を返還します。

①	第12条(告知義務)(2)
②	第13条(職業または職務の変更に関する通知義務)(6)
③	第19条(重大事由による解除)(1)
④	第22条(共済掛金の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(3)

- (2) 第18条(共済契約者による共済契約の解除)の規定によ

り、共済契約者が共済契約を解除した場合には、本会は、共済掛金から既経過期間に対応する共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。

- (3) 第19条(2)の規定により、本会がこの共済契約(\*1)を解除した場合には、本会は、未経過期間に対し日割をもって計算した共済掛金を返還します。
- (4) 第20条(被共済者による共済契約の解除請求) (2)の規定により、共済契約者がこの共済契約(\*1)を解除した場合には、本会は、共済掛金から既経過期間に対応する共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。
- (5) 第20条(3)の規定により、被共済者がこの共済契約(\*1)を解除した場合には、本会は、共済掛金から既経過期間に対応する共済掛金を差し引いて、その残額を共済契約者に返還します。
- (6) 第20条(6)の規定により、共済契約者がこの共済契約(\*1)のうち治療費用共済金部分を解除した場合には、本会は、治療費用共済金部分の共済掛金から既経過期間に対応する治療費用共済金部分の共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。

(\*1). その被共済者に係る部分に限ります。

## 第26条 (事故の通知)

- (1) 被共済者が第2条(共済金を支払う場合)の傷害を被った場合は、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を本会に通知しなければなりません。この場合において、本会が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被共済者の診断書もしくは死体検査書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 被共済者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、共済契約者または共済金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を本会に書面により通知しなければなりません。
- (3) (1)および(2)の場合において、共済契約者、被共済者また

は共済金を受け取るべき者は、他の共済契約等の有無および内容(\*1)について、遅滞なく本会に通知しなければなりません。

- (4) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者は、(1)から(3)までのほか、本会が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また本会が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (5) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)、(2)、(3)もしくは(4)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、本会は、それによって本会が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

(\*1). 既に他の共済契約等から共済金または保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

## 第27条 (共済金の請求)

- (1) 本会に対する共済金請求権は、下表の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

①	死亡共済金については、被共済者が死亡した時
②	後遺障害共済金については、被共済者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
③	治療費用共済金については、被共済者が治療を必要としなくなった時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

- (2) 被共済者または共済金を受け取るべき者が共済金の支払を請求する場合(\*1)は、別表3に掲げる書類のうち本会が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被共済者に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払を受けるべき被共済者の代理人がいないときは、下表に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその事実を本会に申し出て、本会の承認を得たうえで、被共済者の代理人として共済金を請求することができます。

<p>① 被共済者と同居または生計を共にする配偶者 (*2)</p> <p>② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、被共済者と同居または生計を共にする親族(*3)のうち3親等内の者</p> <p>③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(*2)または②以外の親族(*3)のうち3親等内の者</p>	<p>① 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被共済者に該当する事実</p> <p>② 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無</p> <p>③ 共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容</p> <p>④ 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無</p> <p>⑤ ①から④までのほか、他の共済契約等の有無および内容、損害について被共済者またはその法定相続人が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、本会が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項</p>
<p>(4) (3)の規定による被共済者の代理人からの共済金の請求に対して、本会が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けたとしても、本会は、共済金を支払いません。</p> <p>(5) 本会は、事故の内容、傷害の程度または損害の額等に応じ、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または本会が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、本会が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。</p> <p>(6) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、本会は、それによって本会が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。</p>	<p>(2) (1)の確認をするため、下表に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、本会は、請求完了日(*1)からその日を含めて下表に掲げる日数(*2)を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、本会は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者または共済金を受け取るべき者に対して通知するものとします。</p>
<p>(*1). 第7条(治療費用共済金の支払)(4)の規定により被共済者が本会と提携する機関への治療費用共済金の支払を本会に求めるときを含みます。</p> <p>(*2). 第1条(用語の定義)の規定に関わらず、法律上の配偶者に限ります。</p> <p>(*3). 第1条(用語の定義)の規定に関わらず、法律上の親族に限ります。</p> <p><b>第28条(共済金の支払時期)</b></p> <p>(1) 本会は、請求完了日(*1)からその日を含めて30日以内に、本会が共済金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、共済金を支払います。</p>	<p>① (1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*3) 180日</p> <p>② (1)の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日</p> <p>③ (1)の表の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等</p>

	の結果の照会 120 日
④	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から④までの事項の確認のための調査 60 日
⑤	(1)の表の①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(\*1). 被共済者または共済金を受け取るべき者が第27条(共済金の請求) (2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(\*2). 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(\*3). 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(\*4). 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

#### 第29条(本会の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1) 本会は、第26条(事故の通知)の規定による通知または第27条(共済金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他共済金の支払にあたり必要な限度において、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対し本会の指定する医師が作成した被共済者の診断書または死体検査書の提出を求めることがあります。

(2) (1)の規定による診断または死体の検査(\*1)のために必要とした費用(\*2)は、本会が負担します。

(\*1). 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(\*2). 収入の喪失を含みません。

#### 第30条(支払通貨および為替交換比率)

(1) 本会が共済金を支払うべき場合には、支払通貨(\*1)をもって行うものとします。

(2) (1)の場合において、下表のいずれかに該当するときは、共

済金の支払額が確定した日の前日における共済金支払地の属する国の最有力為替銀行の交換比率により支払通貨(\*1)に換算します。ただし、共済金の支払額が確定した日の前日の交換比率と異なる交換比率により換算した通貨によって共済金支払の対象となる費用を支出していた旨の被共済者または共済金を受け取るべき者からの申出があり、かつ、その証明がなされた場合には、その交換比率により支払通貨(\*1)に換算することができます。

①	共済証書において、共済金額または治療費用共済金額を表示している通貨と支払通貨(*1)が異なる場合
②	本会が治療費用共済金を支払うべき場合において、被共済者が現実に支出した通貨と支払通貨(*1)が異なる場合

(3) 被共済者または共済金を受け取るべき者が、本会と提携する機関から共済金支払の対象となる費用の請求を受け、その機関への支払を本会に求めた場合には、本会が、本会と提携する機関に共済金を支払う日の交換比率により支払通貨(\*1)に換算することができます。

(4) (2)および(3)の規定にかかわらず、被共済者または共済金を受け取るべき者と本会との間であらかじめ別段の合意がある場合には、その交換比率により支払通貨(\*1)に換算することができます。

(\*1). 共済金支払地の属する国の通貨をいいます。

#### 第31条(時効)

共済金請求権は、第27条(共済金の請求)(1)に規定する時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

#### 第32条(代位)

(1) 本会が共済金を支払った場合であっても、被共済者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、本会に移転しません。

(2) (1)の規定にかかわらず、第7条(治療費用共済金の支払)(1)の費用について、被共済者またはその法定相続人が損害賠償請求権その他の債権(\*1)を取得した場合において、本会がその費用に対して治療費用共済金を支払ったとき

は、その債権は本会に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	本会が被共済者またはその法定相続人が負担した第7条(1)の費用の全額を治療費用共済金として支払った場合	被共済者またはその法定相続人が取得した債権の全額
②	①以外の場合	被共済者またはその法定相続人が取得した債権の額から、治療費用共済金が支払われていない被共済者または被共済者の法定相続人が負担した第7条(1)の費用の額を差し引いた額

- (3) (2)の表の②の場合において、本会に移転せずに被共済者またはその法定相続人が引き続き有する債権は、本会に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (4) 共済契約者、被共済者および治療費用共済金を受け取るべき者は、本会が取得する(2)または(3)の債権の保全および行使ならびにそのために本会が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、本会の負担とします。
- (\*1). 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

### 第33条 (死亡共済金受取人の変更)

- (1) 共済契約締結の際、共済契約者が死亡共済金受取人を定めなかった場合は、被共済者の法定相続人を死亡共済金受取人とします。
- (2) 共済契約締結の後、被共済者が死亡するまでは、共済契約者は、死亡共済金受取人を変更することができます。
- (3) (2)の規定による死亡共済金受取人の変更を行う場合には、共済契約者は、その事実を本会に通知しなければなりません。
- (4) (3)の規定による通知が本会に到達した場合には、死亡共

済金受取人の変更は、共済契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が本会に到達する前に本会が変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払った場合は、その後に共済金の請求を受けても、本会は、共済金を支払いません。

- (5) 共済契約者は、(2)の死亡共済金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5)の規定による死亡共済金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、共済契約者の法定相続人がその事実を本会に通知しなければ、その変更を本会に対抗することができません。なお、その通知が本会に到達する前に本会が変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払った場合は、その後に共済金の請求を受けても、本会は、共済金を支払いません。
- (7) (2)および(5)の規定により、死亡共済金受取人を被共済者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被共済者の同意がなければその効力は生じません。
- (8) 死亡共済金受取人が被共済者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡共済金受取人の死亡時の法定相続人(\*1)を死亡共済金受取人とします。
- (9) 共済契約者は、死亡共済金以外の共済金について、その受取人を被共済者以外の者に定め、または変更することはできません。
- (\*1). 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者についてでは、順次の法定相続人とします。

### 第34条 (共済契約者の変更)

- (1) 共済契約締結の後、共済契約者は、本会の承認を得て、この共済契約に適用される普通共済約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、共済契約者は書面をもってその事実を本会に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 共済契約締結の後、共済契約者が死亡した場合は、その死亡した共済契約者の死亡時の法定相続人にこの共済契約に適用される普通共済約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

**第35条 (共済契約者または死亡共済金受取人が複数の場合の取り扱い)**

- (1) この共済契約について、共済契約者または死亡共済金受取人が2名以上ある場合は、本会は、代表者1名を定めることを求めることがあります。この場合において、代表者は他の共済契約者または死亡共済金受取人を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、共済契約者または死亡共済金受取人の中の1名に対して行う本会の行為は、他の共済契約者または死亡共済金受取人に対しても効力を有するものとします。
- (3) 共済契約者が2名以上ある場合には、各共済契約者は連帶してこの共済契約に適用される普通共済約款および特約に関する義務を負うものとします。

**第36条 (被共済者が複数の場合の約款の適用)**

被共済者が2名以上ある場合は、それぞれの被共済者ごとにこの約款の規定を適用します。

**第37 (訴訟の提起)**

この共済契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

**第38条 (準拠法)**

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

**別表1 後遺障害等級表**

等級	後遺障害	共済金支払割合
第1等級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの (5) 両上肢をひじ関節以上で	100%

	失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したものの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したものの	
第2等級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3等級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	78%

	<p>の</p> <p>(5) 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)</p>			<p>に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(4) 1 上肢を手関節以上で失ったもの</p> <p>(5) 1 下肢を足関節以上で失ったもの</p> <p>(6) 1 上肢の用を全廃したものの</p> <p>(7) 1 下肢の用を全廃したものの</p> <p>(8) 両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。)</p>	
第4等級	<p>(1) 両眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの</p> <p>(2) 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すものの</p> <p>(3) 両耳の聴力を全く失ったものの</p> <p>(4) 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの</p> <p>(5) 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの</p> <p>(6) 両手の手指の全部の用を廃したもの(手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。)</p> <p>(7) 両足をリストラン関節以上で失ったもの</p>	69%		<p>第6等級</p> <p>(1) 両眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの</p> <p>(2) 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すものの</p> <p>(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったものの</p> <p>(4) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの</p>	50%
第5等級	<p>(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.1 以下になったものの</p> <p>(2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特</p>	59%			

	<p>(6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</p> <p>(8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの</p>		
第7等級	<p>(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(3) 1耳の聴力を全く失い、他の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの</p> <p>(7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの</p> <p>(8) 1足をリストラン関節以上で失ったもの</p> <p>(9) 1上肢に偽関節を残し、著</p>	42%	<p>しい運動障害を残すもの</p> <p>(10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(11) 両足の足指の全部の用を廃したもの(足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。)</p> <p>(12) 外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>(13) 両側の睾丸を失ったもの</p>
第8等級	<p>(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの</p> <p>(2) 脊柱に運動障害を残すものの</p> <p>(3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの</p> <p>(4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの</p> <p>(5) 1下肢を5cm以上短縮したもの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>(8) 1上肢に偽関節を残すも</p>	34%	

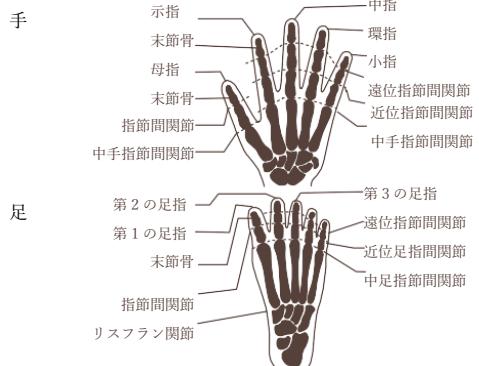
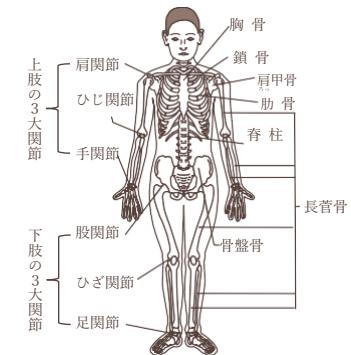
	<p>の</p> <p>(9) 1 下肢に偽関節を残すもの</p> <p>(10) 1 足の足指の全部を失ったもの</p>			
第 9 等級	<p>(1) 両眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの</p> <p>(2) 1 眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの</p> <p>(3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</p> <p>(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(6) 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 両耳の聴力が 1m 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(8) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1m 以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>(9) 1 耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>(10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができ</p>	26%		
			<p>る労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>(12) 1 手の母指または母指以外の 2 の手指を失ったもの</p> <p>(13) 1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指の用を廃したもの</p> <p>(14) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの</p> <p>(15) 1 足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>(16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの</p> <p>(17) 生殖器に著しい障害を残すもの</p>	

	<p>(9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの</p> <p>(10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p>				
第11等級	<p>(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</p> <p>(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>(6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(7) 脊柱に変形を残すもの</p> <p>(8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの</p> <p>(9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの</p> <p>(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>	15%	<p>を残すもの</p> <p>(2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>(3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>(5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>(8) 長管骨に変形を残すもの</p> <p>(9) 1手の小指を失ったもの</p> <p>(10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの</p> <p>(11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの</p> <p>(12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの</p> <p>(13) 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>(14) 外貌に醜状を残すもの</p>		
第12等級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害	10%	第13等級	<p>(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</p> <p>(3) 正面視以外で複視を残す</p>	7%

	<p>もの</p> <p>(4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげを残すもの</p> <p>(5) 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 1 手の小指の用を廃したもの</p> <p>(8) 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>(9) 1 下肢を 1cm 以上短縮したもの</p> <p>(10) 1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指を失ったもの</p> <p>(11) 1 足の第 2 の足指の用を廃したもの第 2 の足指を含み 2 の足指の用を廃したものまたは第 3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したもの</p>	
第 14 等級	<p>(1) 1 眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげを残すもの</p> <p>(2) 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(3) 1 耳の聴力が 1m 以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>(5) 下肢の露出面に手のひら</p>	4%
	<p>の大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>(6) 1 手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>(7) 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの</p> <p>(8) 1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指の用を廃したもの</p> <p>(9) 局部に神経症状を残すもの</p>	

注 1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注 2 関節等の説明図



別表 2 第 8 条（共済金等の削減）の運動等

山岳登はん(\*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空

機(\*2)操縦(\*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(\*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(\*1). ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

(\*2). グライダーおよび飛行船を除きます。

(\*3). 職務として操縦する場合を除きます。

(\*4). モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(\*5)を除きます。

(\*5). パラプレーン等をいいます。

別表3 共済金請求書類

	死 亡	後遺 障害	治療 費用
1. 共済金請求書	○	○	○
2. 共済証書	○	○	○
3. 本会の定める傷害状況報告書	○	○	○
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書	○	○	○
5. 死亡診断書または死体検案書	○		
6. 後遺障害または傷害の程度を証明する医師の診断書		○	○
7. 第7条（治療費用共済金の支払）(1)の表の①から③の費用の支払を証明する領収書または本会と提携する機関からの当該費用の請求書			○
8. 死亡共済金受取人（死亡共済金受取人を定めなかった場合は、被共済者の法定相続人）の印鑑証明書	○		
9. 被共済者の印鑑証明書		○	○
10. 被共済者の戸籍謄本	○		
11. 法定相続人の戸籍謄本（死亡共済金受取人を定めなかった場合）	○		

12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（共済金の請求を第三者に委任する場合）	○	○	○
13. その他本会が第28条（共済金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として共済契約締結の際に本会が交付する書面等において定めたもの	○	○	○

注 共済金を請求する場合には、○を付した書類のうち本会が求めるものを提出しなければなりません。

## 外国人研修生特約

### 第1章 傷害担保条項

#### 第1条（共済金を支払う場合）

本会は、被共済者(\*1)が責任期間(\*2)中に普通約款(\*3)第2条（共済金を支払う場合）の傷害を被った場合は、この担保条項、第6章基本条項および普通約款の規定に従い、共済金(\*4)を支払います。

(\*1). 共済証書記載の被共済者をいいます。以下この特約において同様とします。

(\*2). 第6章第3条（責任期間）に規定する責任期間をいいます。以下この特約において同様とします。

(\*3). 海外旅行傷害共済普通共済約款をいいます。以下この特約において同様とします。

(\*4). 死亡共済金、後遺障害共済金または治療費用共済金をいいます。以下この担保条項において同様とします。

#### 第2条（治療費用共済金の支払）

(1) 本会は、被共済者が第1条（共済金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、治療(\*1)を必要とした場合は、下表の①または②に掲げる金額を治療費用共済金として被共済者に支払います。ただし、社会通念上妥当な金額であり、かつ、第1条に規定する事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当額とし、この共済契約を締結していなければ生じなかった金額を除きます。また、

傷害の原因となった事故の日からその日を含めて 180 日以内に必要とした費用に限ります。

①	<p>次に掲げる費用のうち被共済者が治療(*1)のため現実に支出した金額</p> <p>ア. 医師の診察費、処置費および手術費</p> <p>イ. 医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料</p> <p>ウ. 義手および義足の修理費</p> <p>エ. X線検査費、諸検査費および手術室費</p> <p>オ. 職業看護師(*2)費。ただし、謝金および礼金は含みません。</p> <p>カ. 病院または診療所へ入院(*3)した場合の入院費</p> <p>キ. 救急措置として被共済者を病院または診療所に移送するための緊急移送費</p> <p>ク. 病院もしくは診療所に専門の医師がいることまたはその病院もしくは診療所での治療(*1)が困難なことにより、他の病院または診療所へ移転するための移転費(*4)。ただし、被共済者の居住地の病院または診療所へ移転した場合には、被共済者が払戻しを受けた帰国ための運賃または被共済者が負担することを予定している帰国ための運賃はこの費用の額から控除します。</p>
	<p>②</p> <p>次に掲げる費用のうち被共済者が現実に支出した金額。ただし、1事故に基づく傷害について 10 万円を限度とします。</p> <p>ア. 被共済者の入院により必要となった次に掲げる費用</p> <p>(ア) 入院のための交通費</p> <p>(イ) 治療(*1)のために必要な通訳雇入費</p> <p>(ウ) 国際電話料等通信費</p> <p>(エ) 入院に必要な身の回り品購入費</p> <p>(*5)</p>

イ. 被共済者の通院(\*6)のための交通費

- (2) (1)の治療費用共済金の支払は、1事故に基づく傷害について治療費用共済金額(\*7)をもって限度とします。
- (3) 他の共済契約等(\*8)がある場合において、支払責任額(\*9)の合計額が、(1)の費用の額を超えるときは、本会は、下表に掲げる額を治療費用共済金として支払います。
- |   |                                   |   |
|---|-----------------------------------|---|
| ① | 他の共済契約等(*8)から共済金または共済金が支払われていない場合 | この共済契約の支払責任額(*9)  |
| ② | 他の共済契約等(*8)から共済金または保険金が支払われた場合    | (1)の費用の額から、他の共済契約等(*8)から支払われた共済金または保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この共済契約の支払責任額(*9)を限度とします。 |
- (4) (1)の規定にかかわらず、被共済者が本会と提携する機関から(1)の表に掲げる費用の請求を受けた場合において、被共済者がその機関への治療費用共済金の支払を本会に求めたときは、本会は、被共済者がその費用を支出したものとみなして(1)から(3)までの規定により算出した治療費用共済金をその機関に支払います。
- (\*1). 義手および義足の修理を含みます。
- (\*2). 日本国において被共済者の治療(\*1)に際し、医師が付添を必要と認めた場合の職務として付添を行う者を含みます。
- (\*3). 治療(\*1)が必要な場合において、自宅等での治療(\*1)が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療(\*1)に専念することをいいます。以下この特約において同様とします。
- (\*4). 治療(\*1)のため医師または職業看護師が付添うことを必要とする場合には、その費用を含みます。以下この特約において同様とします。
- (\*5). 3万円を限度とします。

(\*6). 治療(\*1)が必要な場合において、病院または診療所に通い、または往診により、治療(\*1)を受けることをいいます。

(\*7). 共済証書記載の治療費用共済金額をいいます。

(\*8). (1)の費用に対して共済金または保険金を支払うべき他の共済契約または保険契約をいいます。

(\*9). 他の共済契約等(\*8)がないものとして算出した支払うべき共済金の額をいいます。

## 第2章 疾病治療費用担保条項

### 第1条 (共済金を支払う場合)

(1) 本会は、被共済者が下表のいずれかに該当した場合は、(2)に掲げる金額を、この担保条項、第6章基本条項および普通約款の規定に従い、疾病治療費用共済金として被共済者に支払います。ただし、治療を開始した日(\*1)からその日を含めて180日以内に必要とした費用に限ります。

<p>①</p>	<p>次に掲げる疾病(*2)のいずれかを直接の原因として責任期間終了後48時間経過するまでに治療を開始した場合</p> <p>ア. 責任期間中に発病した疾病</p> <p>イ. 責任期間終了後48時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限ります。</p>
<p>②</p>	<p>責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)に規定する次のいずれかの感染症(*3)を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて14日を経過するまでに治療を開始した場合</p> <p>ア. 一類感染症</p> <p>イ. 二類感染症</p> <p>ウ. 三類感染症</p> <p>エ. 四類感染症</p> <p>オ. 指定感染症(*4)</p>

(2) (1)にいう「(2)に掲げる金額」とは、下表に掲げる金額をいいます。ただし、社会通念上妥当な金額であり、かつ、(1)の表の①または②の疾病的発病と同等のその他の疾病的発病に対して通常負担する金額相当額とします。また、

この共済契約を締結していないければ生じなかった金額を除きます。

<p>①</p>	<p>次に掲げる費用のうち被共済者が治療のため現実に支出した金額</p> <p>ア. 医師の診察費、処置費および手術費</p> <p>イ. 医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料</p> <p>ウ. X線検査費、諸検査費および手術室費</p> <p>エ. 職業看護師(*5)費。ただし、謝金および礼金は含みません。</p> <p>オ. 病院または診療所へ入院した場合の入院費</p> <p>カ. 救急措置として被共済者を病院または診療所に移送するための緊急移送費</p> <p>キ. 病院もしくは診療所に専門の医師がいないことまたはその病院もしくは診療所での治療が困難なことにより、他の病院または診療所へ移転するための移転費。ただし、被共済者の居住地の病院または診療所へ移転した場合には、被共済者が払戻しを受けた帰国のために運賃または被共済者が負担することを予定していた帰国そのための運賃はこの費用の額から控除します。</p>
<p>②</p>	<p>次に掲げる費用のうち被共済者が現実に支出した金額。ただし、1疾病(*6)について10万円を限度とします。</p> <p>ア. 被共済者の入院により必要となった次に掲げる費用</p> <p>(ア) 入院のための交通費</p> <p>(イ) 治療のために必要な通訳雇入費</p> <p>(ウ) 国際電話料等通信費</p> <p>(エ) 入院に必要な身の回り品購入費</p> <p>(*7)</p> <p>イ. 被共済者の通院のための交通費</p>

(3) (1)の、疾病的原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、医師の診断によります。

- (4) (1)の規定にかかわらず、本会は、下表に掲げる疾病的治療に必要とした費用に対しては、疾病治療費用共済金を支払いません。

①	本会が第1章傷害担保条項により共済金を支払うべき傷害に起因する疾病
②	妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病
③	歯科疾病
④	被共済者が山岳登はん(*8)を行っている間に発病した高山病

- (5) (1)の疾病治療費用共済金の支払は、1疾病(\*6)について疾病治療費用共済金額(\*9)をもって限度とします。
- (6) 他の共済契約等(\*10)がある場合において、支払責任額(\*10)の合計額が(1)の費用の額を超えるときは、本会は、下表に掲げる額を疾病治療費用共済金として支払います。

①	他の共済契約等(*10)から共済金または共済金が支払われていない場合	この共済契約の支払責任額(*11)
②	他の共済契約等(*10)から共済金または保険金が支払われた場合	(1)の費用の額から、他の共済契約等(*10)から支払われた共済金または保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この共済契約の支払責任額(*11)を限度とします。

- (7) (1)の規定にかかわらず、被共済者が本会と提携する機関から(2)の表に掲げる費用の請求を受けた場合において、被共済者がその機関への疾病的治療費用共済金の支払を本会に求めたときは、本会は、被共済者がその費用を支出したものとみなして(1)から(6)までの規定により算出した疾病的治療費用共済金をその機関に支払います。

(\*1). 合併症および続発症の場合はその原因となった疾病的治療を開始した日をいいます。

(\*2). 妊娠、出産、早産および流産を含みません。以下この特約

において同様とします。

(\*3). 被共済者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。

(\*4). 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。

(\*5). 日本国において被共済者の治療に際し、医師が付添を必要と認めた場合の職務として付添を行う者を含みます。

(\*6). 合併症および続発症を含みます。

(\*7). 3万円を限度とします。

(\*8). ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。以下この特約において同様とします。

(\*9). 共済証書記載の疾病的治療費用共済金額をいいます。

(\*10). (1)の費用に対して共済金または保険金を支払うべき他の共済契約または保険契約をいいます。

(\*11). 他の共済契約等(\*9)がないものとして算出した支払うべき共済金の額をいいます。

## 第2条 (共済金を支払わない場合)

- (1) 本会は、下表に掲げる事由のいづれかによって発病した疾病に対しては、疾病的治療費用共済金を支払いません。

①	共済契約者(*1)または被共済者の故意または重大な過失
②	疾病的治療費用共済金を受け取るべき者の故意または重大な過失
③	被共済者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
④	被共済者に対する刑の執行
⑤	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(*2)
⑥	核燃料物質(*3)もしくは核燃料物質によって汚染された物(*4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑦	⑤もしくは⑥の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事

	故
⑧	⑥以外の放射線照射または放射能汚染

- (2) 本会は、被共済者が頸部症候群(\*5)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、疾病治療費用共済金を支払いません。
- (\*1). 共済契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (\*2). 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。以下この特約において同様とします。
- (\*3). 使用済燃料を含みます。以下この特約において同様とします。
- (\*4). 原子核分裂生成物を含みます。以下この特約において同様とします。
- (\*5). いわゆる「むちうち症」をいいます。

### 第3章 疾病死亡危険担保条項

#### 第1条 (共済金を支払う場合)

- (1) 本会は、被共済者が疾病によって死亡し、その死亡が下表のいずれかに該当した場合は、この担保条項、第6章基本条項および普通約款の規定に従い、共済証書記載の疾病死亡共済金額の全額を疾病死亡共済金として死亡共済金受取人に支払います。

①	責任期間中に死亡した場合
②	次に掲げる疾病的いずれかを直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後48時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限ります。
③	責任期間中に発病した疾病

	律第114号)第6条(定義等)に規定する次のいずれかの感染症(*1)を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合
ア.	一類感染症
イ.	二類感染症
ウ.	三類感染症
エ.	四類感染症
オ.	指定感染症(*2)

- (2) 普通約款第33条(死亡共済金受取人の変更)(1)または(2)の規定により被共済者の法定相続人が死亡共済金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、本会は、法定相続分の割合により疾病死亡共済金を死亡共済金受取人に支払います。
- (3) 普通約款第33条(8)の死亡共済金受取人が2名以上である場合は、本会は、均等の割合により疾病死亡共済金を死亡共済金受取人に支払います。
- (4) (1)の規定にかかわらず、本会は、下表に掲げる疾病による死亡に対しては、疾病死亡共済金を支払いません。

①	本会が第1章傷害担保条項により共済金を支払うべき傷害に起因する疾病
②	妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病
③	歯科疾病
④	被共済者が山岳登はんを行っている間に発病した高山病

- (\*1). 被共済者が死亡した時点において規定する感染症をいいます。
- (\*2). 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。

#### 第2条 (共済金を支払わない場合)

本会は、下表に掲げる事由のいずれかによって生じた疾病死亡に対しては、疾病死亡共済金を支払いません。

①	共済契約者(*1)または被共済者の故意または重
---	-------------------------

	大な過失
②	疾病死亡共済金を受け取るべき者(*2)の故意または重大な過失。ただし、その者が疾病死亡共済金の一部の受取人である場合には、疾病死亡共済金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
③	被共済者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
④	被共済者に対する刑の執行
⑤	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
⑥	核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑦	⑤または⑥の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑧	⑥以外の放射線照射または放射能汚染

(\*1). 共済契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(\*2). 疾病死亡共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

## 第4章 賠償責任危険担保条項

### 第1条 (共済金を支払う場合)

本会は、被共済者が責任期間中に生じた偶然な事故(\*1)により、他人の身体の障害(\*2)または財物の損壊(\*3)もしくは紛失について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この担保条項、第6章基本条項および普通約款の規定に従い共済金を支払います。

(\*1). 以下この担保条項において「事故」といいます。

(\*2). 傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。以下この特約において同様とします。

(\*3). 財物の滅失、汚損または損傷をいいます。以下この特約において同様とします。

### 第2条 (共済金を支払わない場合ーその1)

本会は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

①	共済契約者(*1)または被共済者の故意
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
③	核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
④	②または③の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑤	③以外の放射線照射または放射能汚染

(\*1). 共済契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

### 第3条 (共済金を支払わない場合ーその2)

本会は、被共済者が下表に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、共済金を支払いません。

①	被共済者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
②	専ら被共済者の職務の用に供される動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
③	被共済者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任
④	被共済者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
⑤	被共済者と同居する親族 (*1)および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任
⑥	被共済者が所有、使用または管理する財物の損壊もしくは紛失について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、被共済者が滞在する宿泊施設の客室(*2)に与えた損害については、この限りでありません。
⑦	被共済者の心神喪失に起因する損害賠償責任
⑧	被共済者または被共済者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
⑨	航空機、船舶(*3)、車両(*4)、銃器(*5)の所有、

	使用または管理に起因する損害賠償責任
--	--------------------

- (\*1). 旅行のために一時的に別居する親族を含みます。
- (\*2). 客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティポックスのキーおよびルームキーを含みます。
- (\*3). 原動力が専ら人力であるもの、ヨットおよび水上オートバイを除きます。
- (\*4). 原動力が専ら人力であるもの、ゴルフ場の乗用カートおよびレジャーを目的として使用中のスノーモービルを除きます。
- (\*5). 空気銃を除きます。

#### 第4条（支払共済金の範囲）

本会が支払う共済金の範囲は、下表に掲げるものに限ります。

①	被共済者が被害者に支払うべき損害賠償金
②	第1条（共済金を支払う場合）の事故が発生した場合において、被共済者が第6条（事故の発生）(1)の表の②に規定する第三者に対する求償権の保全または行使その他損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用
③	②の損害の発生または拡大を防止するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被共済者に損害賠償責任がないと判明した場合、被共済者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に必要とした費用および支出についてあらかじめ本会の書面による同意を得た費用
④	被共済者が本会の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に必要とした費用
⑤	第7条（本会による解決）に規定する本会による損害賠償請求の解決に協力するために被共済者が支出した費用

#### 第5条（共済金の支払額）

本会が支払うべき共済金の額は、下表の金額の合計額とします。

①	1回の事故について、損害賠償金が共済証書記載の免責金額(*1)を超過する場合には、その超過した額。ただし、1回の事故について、共済金額(*2)
---	---

	を支払の限度とします。
②	第4条（支払共済金の範囲）の表の②から⑤までの費用については、その全額。ただし、同条の表の④の費用は、1回の事故について、同条の表の①の損害賠償金の額が共済金額(*2)を超える場合は、共済金額(*2)の同条の表の①の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。

(\*1). 支払共済金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。

(\*2). 共済証書記載の共済金額をいいます。

#### 第6条（事故の発生）

- (1) 第1条（共済金を支払う場合）の事故により他人の身体の障害または財物の損壊もしくは紛失が発生したことを知った場合は、共済契約者または被共済者は、下表に掲げる事項を履行しなければなりません。

①	事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合は、その住所、氏名を事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、本会に通知すること。この場合において、本会が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
②	第三者から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとり、その他損害の発生または拡大を防止するために必要ないっさいの手段を講ずること
③	損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ本会の承認を得ること。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置をとることを妨げません。
④	損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合または提起された場合は、ただちに書面により本会に通知すること
⑤	他の共済契約等(*1)の有無および内容(*2)につ

	いて遅滞なく本会に通知すること
⑥	①から⑤までのほか、本会が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また本会が行う損害の調査に協力すること

- (2) 共済契約者または被共済者が正当な理由がなく(1)の表の①から⑥までに規定する義務に違反した場合は、本会は、下表の金額をそれぞれ控除して支払額を決定します。

①	(1)の表の①、④、⑤または⑥に違反した場合は、それによって本会が被った損害の額
②	(1)の表の②に違反した場合は、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額
③	(1)の表の③に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(\*1). 第1条の損害に対して共済金または保険金を支払うべき他の共済契約または保険契約をいいます。

(\*2). 既に他の共済契約等(\*1)から共済金または保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

#### 第7条（本会による解決）

本会は、必要と認めた場合は、被共済者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被共済者は、本会の求めに応じ、その遂行について本会に協力しなければなりません。

#### 第8条（他の共済契約がある場合の共済金の支払額）

(1) 他の共済契約等(\*1)がある場合において、支払責任額(\*2)の合計額が、損害の額を超えるときは、本会は、下表に掲げる額を共済金として支払います。

①	他の共済契約等(*1)から共済金または保険金が支払われていない場合	この共済契約の支払責任額(*2)
②	他の共済契約等(*1)から共済金または保険金が支払われた場合	損害の額から、他の共済契約等(*1)から支払われた共済金または保険金の合計額を差し引いた残額。ただし

		し、この共済契約の支払責任額(*2)を限度とします。
--	--	----------------------------

- (2) (1)の損害の額は、それぞれの共済契約または保険契約に免責金額(\*3)の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額(\*3)を差し引いた額とします。
- (1) 第1条（共済金を支払う場合）の損害に対し共済金または保険金を支払うべき他の共済契約または保険契約をいいます。
- (2) 他の共済契約等(\*1)がないものとして算出した支払うべき共済金の額をいいます。
- (3) 支払共済金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。

#### 第9条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被共済者が損害賠償請求権その他の債権(\*1)を取得した場合において、本会がその損害に対して共済金を支払ったときは、その債権は本会に移転します。ただし、移転するには、下表の額を限度とします。

①	本会が損害の額の全額を共済金として支払った場合	被共済者が取得した債権の全額
②	①以外の場合	被共済者が取得した債権の額から、共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1)の表の②の場合において、本会に移転せずに被共済者が引き続き有する債権は、本会に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 共済契約者および被共済者は、本会が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために本会が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、本会の負担とします。
- (\*1). 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

## 第10条 (先取特権)

- (1) 被害者は、被共済者の本会に対する共済金請求権(\*1)について先取特権を有します。
- (2) 本会は、下表のいずれかに該当する場合に、共済金の支払を行うものとします。

①	被共済者が被害者に対してその損害の賠償をした後に、本会から被共済者に支払う場合。ただし、被共済者が賠償した金額を限度とします。
②	被共済者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、被共済者の指図により、本会から直接、被害者に支払う場合
③	被共済者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、被害者が(1)の先取特権を行使したことにより、本会から直接、被害者に支払う場合
④	被共済者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、本会が被共済者に共済金を支払うことを被害者が承諾したことにより、本会から被共済者に支払う場合。ただし、被害者が承諾した金額を限度とします。

- (3) 共済金請求権(\*1)は、被害者以外の第三者に譲渡することはできません。また、共済金請求権(\*1)を質権の目的とし、または差し押さえることはできません。ただし、(2)の表の①または④の規定により被共済者が本会に対して共済金の支払を請求することができる場合を除きます。
- (\*2). 第4条 (支払共済金の範囲) の表の②から⑤までの費用に対する共済金請求権を除きます。

## 第5章 救援者費用等担保条項

### 第1条 (共済金を支払う場合)

- (1) 本会は、被共済者が下表のいずれかに該当したことにより、共済契約者、被共済者または被共済者の親族が負担した費用を、この担保条項、第6章基本条項および普通約款の規定に従い、救援者費用等共済金としてその費用の負担者に支払います。

①	被共済者が死亡した場合で、次のいずれかに該当したとき
②	責任期間中に被った普通約款第2条(共済

	金を支払う場合) の傷害を直接の原因として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
イ.	疾病または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として責任期間中に死亡した場合
ウ.	責任期間中に発病した疾病を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間中に治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限ります。
エ.	責任期間中に被共済者が自殺行為を行った場合で、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき
②	責任期間中に被共済者が危篤(*1)となった場合
③	被共済者が次のいずれかに該当した場合
ア.	責任期間中に被共済者が搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合
イ.	責任期間中に被共済者が搭乗している航空機または船舶が遭難した場合
ウ.	責任期間中に被共済者が山岳登はん中に遭難した場合
エ.	責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被共済者の生死が確認できない場合
オ.	責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被共済者が緊急な捜索または救助活動を必要とする状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合

- (2) (1)の表の①の、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、医師の診断によります。
- (3) (1)の表の③の山岳登はん中の被共済者の遭難が明らかでない場合において、被共済者が下山予定期日の翌日0時以降48時間経過しても下山しなかったときは、共済契約

者または被共済者の親族もしくはこれらに代わる者が下表に掲げるもののいずれかに対して、被共済者の捜索を依頼したことをもって、遭難が発生したものとみなします。

①	警察その他の公的機関
②	サルベージ会社または航空会社
③	遭難救助隊

- (4) (1)の規定にかかわらず、共済契約者等(\*2)が本会と提携する機関から第2条（費用の範囲）の表の①から⑤までに掲げる費用の請求を受けた場合において、共済契約者等(\*2)がその機関への救援者費用等共済金の支払を本会に求めたときは、本会は、共済契約者等(\*2)がその費用を(1)の費用として負担したものとみなして救援者費用等共済金をその機関に支払います。
- (\*1). 重傷または重病のため生命が危く予断を許さない状態であると医師が判断した場合をいいます。
- (\*2). 共済契約者、被共済者または被共済者の親族をいいます。

## 第2条（費用の範囲）

第1条（共済金を支払う場合）(1)の費用とは、下表に掲げるものをいいます。

①	捜索救助費用	遭難した被共済者を捜索(*1)する活動に必要とした費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。
②	航空運賃等交通費	救援者(*2)の現地(*3)までの船舶、航空機等の往復運賃をいい、救援者(*2)3名分を限度とします。ただし、第1条(1)の表の③のエ.またはオ.の場合において、被共済者の生死が判明した後または被共済者の緊急な捜索(*1)もしくは救助活動が終了した後に現地(*3)に赴く救援者(*2)にかかる費用

		は除きます。
③	宿泊施設の客室料	現地(*3)および現地(*3)までの行程における救援者(*2)の宿泊施設の客室料をいい、救援者(*2)3名分を限度とし、かつ、救援者(*2)1名について14日分を限度とします。ただし、第1条(1)の表の③のエ.またはオ.の場合において、被共済者の生死が判明した後または被共済者の緊急な捜索(*1)もしくは救助活動が終了した後に現地(*3)に赴く救援者(*2)にかかる費用は除きます。
④	移送費用	死亡した被共済者を現地(*3)から被共済者の住所に移送するために必要とした遺体輸送費用または治療を継続中の被共済者を現地から被共済者の住所もしくはその住所の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために必要とした移転費をいいます。ただし、次に掲げる費用はこの費用の額から控除します。 ア. 被共済者が払戻しを受けた帰国ための運賃または被共済者が負担することを予定していた帰国ための運賃 イ. 第1章傷害担保条項 第2条（治療費用共

		済金の支払(1)の表の①または第2章疾病治療費用担保条項第1条(共済金を支払う場合)(2)の表の①により支払われるべき費用
⑤	諸雑費	<p>次に掲げる費用をいい、20万円を限度とします。ただし、第1章第2条(1)の表の②または第2章第1条(2)の表の②により支払われるべき費用については除きます。</p> <p>ア. 救援者(*2)の渡航手続費(*4)</p> <p>イ. 救援者(*2)または被共済者が現地(*3)において支出した交通費</p> <p>ウ. 救援者(*2)または被共済者が現地(*3)において支出した国際電話料等通信費</p> <p>エ. 被共済者の遺体処理費(*5)</p> <p>オ. ア.からエ.までに掲げるもののほか、ア.からエ.までの費用と同程度に救援のために必要な費用</p>

- (\*1). 捜索、救助または移送をいいます。
- (\*2). 被共済者の検査(\*1)、看護または事故処理を行うために現地(\*3)へ赴く被共済者の親族(\*6)をいいます。
- (\*3). 事故発生地または被共済者の収容地をいいます。
- (\*4). 旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

(\*5). 死亡した被共済者の火葬費用、遺体防腐処理費用等の遺体の処理費用をいい、花代、謁經代および式場費等の葬儀費用等遺体の処理とは直接関係がない費用は含まれません。

(\*6). これらの者の代理人を含みます。

### 第3条 (共済金を支払わない場合)

(1) 本会は、下表のいずれかに該当する事由によって第1条(共済金を支払う場合)(1)の表のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、救援者費用等共済金を支払いません。

①	共済契約者(*1)または被共済者の故意または重大な過失。ただし、被共済者が第1条(1)の表の①のエ.に該当した場合は、救援者費用等共済金を支払います。
②	救援者費用等共済金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が救援者費用等共済金の一部の受取人である場合には、救援者費用等共済金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
③	被共済者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、被共済者が第1条(1)の表の①のエ.に該当した場合は、救援者費用等共済金を支払います。
④	<p>被共済者が次のいずれかに該当する間に生じた事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格(*2)を持たないで自動車等(*3)を運転している間。ただし、第1条(1)の表の①のア.に該当した場合には救援者費用等共済金を支払います。</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間。ただし、第1条(1)の表の①のア.に該当した場合には救援者費用等共済金を支払います。</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*4)、シンナー等(*5)を使用した状態で自動車等を運転している間</p>

⑤	被共済者に対する刑の執行
⑥	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
⑦	核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑧	⑥もしくは⑦の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑨	⑦以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 本会は、被共済者が頸部症候群(\*6)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、救援者費用等共済金を支払いません。

(\*1). 共済契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(\*2). 運転する地における法令によるものをいいます。

(\*3). 自動車もしくは原動機付自転車をいいます。以下この特約において同様とします。

(\*4). 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。

(\*5). 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。

(\*6). いわゆる「むちうち症」をいいます。

#### 第4条 (救援者費用等共済金の支払)

本会は、第2条（費用の範囲）の費用のうち、社会通念上妥当な部分で、かつ、第1条（共済金を支払う場合）(1)の表の①から③までのいずれかに該当する場合と同等のその他の事由に対して通常負担する費用相当額(\*1)についてのみ救援者費用等共済金を支払います。ただし、被共済者または救援者費用等共済金を受け取るべき者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額に対しては、救援者費用等共済金を支払いません。

(\*1). この共済契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

#### 第5条 (本会の責任限度額)

本会がこの共済契約に基づいて支払うべき救援者費用等共済金の額は共済期間を通じ、救援者費用等共済金額(\*1)をもって限度とします。

(\*1). 共済証書記載の救援者費用等共済金額をいいます。

#### 第6条 (事故の通知)

(1) 被共済者が第1条（共済金を支払う場合）(1)の表のいずれかに該当した場合は、共済契約者、被共済者または救援者費用等共済金を受け取るべき者は、第1条(1)の表のいずれかに該当した日からその日を含めて30日以内に下表に掲げる事項を本会に通知しなければなりません。この場合において、本会が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

①	第1条(1)の表の①または②の場合は、事故発生の状況および傷害の程度または疾病の発病の状況および経過
②	第1条(1)の表の③の場合は、行方不明もしくは遭難または事故発生の状況

(2) (1)の場合において、共済契約者、被共済者または救援者費用等共済金を受け取るべき者は、他の共済契約等(\*1)の有無および内容(\*2)について、遅滞なく本会に通知しなければなりません。

(3) 共済契約者、被共済者または救援者費用等共済金を受け取るべき者は、(1)および(2)のほか、本会が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また本会が行う損害の調査に協力しなければなりません。

(4) 共済契約者、被共済者または救援者費用等共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)、(2)または(3)の規定に違反した場合は、本会は、それによって本会が被った損害の額を差し引いて救援者費用等共済金を支払います。

(\*1). 第1条(1)の費用に対して共済金または保険金を支払うべき他の共済契約または保険契約をいいます。

(\*2). 既に他の共済契約等(\*1)から共済金または保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

## 第7条 (他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)

他の共済契約等(\*1)がある場合において、支払責任額(\*2)の合計額が、第2条（費用の範囲）の費用の額を超えるときは、本会は、下表に掲げる額を救援者費用等共済金として支払います。

①	他の共済契約等(*1)から共済金または共済金が支払われていない場合	この共済契約の支払責任額(*2)
②	他の共済契約等(*1)から共済金または保険金が支払われた場合	第2条の費用の額から、他の共済契約等(*1)から支払われた共済金または保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この共済契約の支払責任額(*2)を限度とします。

(\*1). 第1条（共済金を支払う場合）(1)の費用に対して共済金または保険金を支払うべき他の共済契約または保険契約をいいます。

(\*2). 他の共済契約等(\*1)がないものとして算出した支払うべき共済金の額をいいます。

## 第8条 (代位)

(1) 第1条（共済金を支払う場合）(1)の費用について、共済契約者、被共済者または被共済者の親族が損害賠償請求権その他の債権(\*1)を取得した場合において、本会がその費用に対して救援者費用等共済金を支払ったときは、その債権は本会に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	本会が共済契約者、被共済者または被共済者の親族が負担した第1条(1)の費用の全額を救援者費用等共済金として支払った場合	共済契約者、被共済者または被共済者の親族が取得した債権の全額
②	①以外の場合	共済契約者、被共済者

		または被共済者の親族が取得した債権の額から、救援者費用等共済金が支払われていない共済契約者、被共済者、または被共済者の親族が負担した第1条(1)の費用の額を差し引いた額
--	--	--

- (2) (1)の表の②の場合において、本会に移転せずに共済契約者、被共済者または被共済者の親族が引き続き有する債権は、本会に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 共済契約者、被共済者および救援者費用等共済金を受け取るべき者は、本会が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために本会が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、本会の負担とします。

(\*1). 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

## 第6章 基本条項

### 第1条 (用語の定義)

この特約において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義にります。

①	研修	出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項に規定する在留資格として、同法別表第一の四の表の上欄に掲げられた研修をいいます。
②	技能実習	出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項に規定する在留資格として、同法別表第一の二の表の上欄

		に掲げられた技能実習をいいます。			支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を、旅行者の募集のためにあらかじめ、または旅行者からの依頼により作成するとともに、その計画に定める運送等サービス(*3)を旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等サービス(*3)の提供にかかる契約を、自己の計算において、運送等サービス(*3)を提供する者との間で締結することにより実施する旅行をいいます。
③	在留期間	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項の規定に基づいて定められた在留期間をいいます。			
④	在留資格	出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項に規定する在留資格をいいます。			
⑤	宿泊施設	<p>宿泊することを主たる目的とする次のいずれかの施設をいいます。</p> <p>ア. 企画旅行または手配旅行において手配された施設</p> <p>イ. ホテル、旅館またはこれに類する施設。</p> <p>なお、アパート等の主たる目的が賃貸の施設は含みません。</p> <p>ウ. 被共済者の渡航期間が被共済者の住所の属する国を出国してからその日を含めて31日以内に終了する場合(*1)のア.およびイ.以外の施設</p>			
⑥	企画旅行	旅行業者(*2)が、旅行の目的地および日程、旅行者が提供を受けることができる運送等サービス(*3)の内容ならびに旅行者が	⑦	手配旅行	旅行業者が旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介または取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるよう、手配することを引き受ける旅行をいいます。
⑧	特定活動	出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項に規定する在留資格として、同法別表第一の五の表の上欄			

		に掲げられた特定活動をいいます。
⑨	特定技能	出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項に規定する在留資格として、同法別表第一の二の表の上欄に掲げられた特定技能をいいます。ただし、同表の特定技能の項の下欄に掲げる第一号の区分に限ります。

- (\*1). 第5章救援者費用等担保条項においては、救援者の渡航期間が救援者の住所の属する国を出国してからその日を含めて31日以内に終了する場合をいいます。
- (\*2). 旅行業法で定められた旅行業の登録を受けた者をいいます。以下この特約において同様とします。
- (\*3). 運送または宿泊のサービスをいいます。

## 第2条（被共済者の範囲）

この特約における被共済者は、研修、技能実習、特定活動または特定技能の在留資格をもって入国する者をいいます。

## 第3条（責任期間）

- (1) この特約に基づく責任期間は、被共済者が研修、技能実習、特定活動または特定技能の目的をもって国籍国等(\*1)からの出国手続を終了してから、日本国における研修、技能実習、特定活動または特定技能を終えた後国籍国等(\*1)への帰国手続を終了するまでとします。ただし、被共済者の国籍国等(\*1)への帰国手続が帰国予定日(\*2)の午後12時においても終了していない場合は、責任期間は帰国予定日(\*2)の午後12時をもって終わるものとします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、帰国予定日(\*2)より前に被共済者の在留期間が満了した場合、その時点において本会の共済責任は終わるものとします。ただし、在留期間満了前に日本国を出国していた場合を除きます。
- (3) (1)または(2)の規定にかかわらず、在留期間が満了する前

であっても、帰国予定日(\*2)より前に研修、技能実習、特定活動または特定技能が終了しないまま被共済者が日本国から出国した場合には、その時点において本会の共済責任は終わるものとします。ただし、被共済者が再入国許可を得て出国した場合には、出国の日の後30日間は本会の共済責任は継続するものとします。

- (4) (1)の規定にかかわらず、被共済者の国籍国等(\*1)への帰国手続が帰国予定日(\*2)の午後12時までに行われることが予定されているにもかかわらず下表に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、共済責任の終期は、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ、72時間を限度として延長されるものとします。

①	被共済者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関(*3)のうち運行時刻が定められているものの遅延、欠航、運休または到着地変更(*4)
②	交通機関(*3)の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能
③	被共済者が治療を受けたこと

- (5) (4)の場合のほか、被共済者の国籍国等(\*1)への帰国手続が帰国予定日(\*2)の午後12時までに行われることが予定されているにもかかわらず下表に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、その時から被共済者が解放され正常な旅行行程につくことができる状態に復するまでに必要とする時間だけ共済責任の終期は延長されるものとします。ただし、最終目的地に到着した時または当初予定していなかった目的地に向けて出発した時(\*5)のいずれか早い時までとします。

①	被共済者が乗客として搭乗している交通機関(*3)または被共済者が入場している施設に対する第三者による不法な支配または公権力による拘束
②	被共済者に対する公権力による拘束
③	被共済者が誘拐されたこと
④	日本国外において、空港が閉鎖された結果、被共済者がその空港所在国を容易に出国できない状

	態になったこと
--	---------

- (\*1). 国籍または住所を有する国をいいます。
- (\*2). 共済証書記載の国籍国等(\*1)への帰国予定日をいいます。
- (\*3). 航空機、船舶、車両等の交通機関をいいます。
- (\*4). 予定されていない地点に到着することをいいます。以下の特約において同様とします。
- (\*5). 最終目的地への移動のため必要、かつ、やむを得ない場合を除きます。

#### 第4条（時刻）

この特約において時刻に関する規定はすべて日本国の標準時によるものとします。

#### 第5条（告知義務）

- (1) 共済契約者または被共済者になる者は、共済契約締結の際、告知事項について、本会に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 本会は、共済契約締結の際、共済契約者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合は事実と異なることを告げた場合は、本会は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、下表のいずれかに該当する場合には適用しません。

①	(2)に規定する事実がなくなった場合
②	本会が共済契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合(*1)
③	共済契約者が、この共済契約により共済金を支払うべき傷害、疾病、損害または費用の生じる前に、告知事項について、書面をもって訂正を本会に申し出、本会がこれを承認した場合。なお、本会が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、共済契約締結の際に本会に告げられていたとしても、本会が共済契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
④	本会が、(2)の規定による解除の原因があること

	を知った時から 1 か月を経過した場合または共済契約締結時から 5 年を経過した場合
--	--

- (4) (2)の規定による解除が傷害、疾病、損害または費用の発生した後になされた場合であっても、普通約款第21条（共済契約解除の効力）の規定にかかわらず、本会は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、本会は、その返還を請求することができま
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずして発生した傷害、疾病、損害または費用については適用しません。
- (\*1). 本会のために共済契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

#### 第6条（共済金の請求）

- (1) 本会に対する共済金請求権は、下表の時からそれぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

①	死亡共済金については、被共済者が死亡した時
②	後遺障害共済金については、被共済者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した時のいずれか早い時
③	治療費用共済金については、被共済が治療を必要としなくなった時または事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した時のいずれか早い時
④	疾病治療費用共済金については、被共済者が治療を必要としなくなった時または治療を開始した日(*1)からその日を含めて 180 日を経過した時のいずれか早い時
⑤	疾病死亡共済金については、被共済者が死亡した時
⑥	賠償責任共済金については、被共済者が被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と被害者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

⑦	救援者費用等共済金については、共済契約者、被共済者または被共済者の親族が費用を負担した時
---	--

(2) 被共済者または共済金を受け取るべき者が共済金の支払を請求する場合は、共済金請求書および下表に掲げる書類のうち本会が求めるものを提出しなければなりません。

①死亡共済金請求の場合

ア .	本会の定める傷害状況報告書
イ .	公の機関(*2)の事故証明書
ウ .	死亡診断書または死体検案書
エ .	死亡共済金の請求を第三者に委任する場合は、死亡共済金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
オ .	その他本会が普通約款第28条（共済金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として共済契約締結の際に本会が交付する書面等において定めたもの

②後遺障害共済金請求の場合

ア .	本会の定める傷害状況報告書
イ .	公の機関(*2)の事故証明書
ウ .	後遺障害の程度を証明する医師の診断書
エ .	後遺障害共済金の請求を第三者に委任する場合には、後遺障害共済金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
オ .	その他本会が普通約款第28条（共済金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として共済契約締結の際に本会が交付する書面等において定めたもの

③治療費用共済金請求の場合

ア .	本会の定める傷害状況報告書
イ .	公の機関(*2)の事故証明書
ウ .	傷害の程度を証明する医師の診断書
エ .	第1章傷害担保条項第2条（治療費用保険金の支払）(1)の表の費用の支払を証明する領収書ま

	たは本会と提携する機関からのその費用の請求書
オ .	治療費用共済金の請求を第三者に委任する場合には、治療費用共済金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
カ .	その他本会が普通約款第28条（共済金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として共済契約締結の際に本会が交付する書面等において定めたもの

④疾病治療費用共済金請求の場合

ア .	責任期間中または責任期間終了後48時間以内に発病し、かつ、責任期間終了後48時間を経過するまでに治療を開始したことおよび疾病の程度を証明する医師の診断書
イ .	第2章疾病治療費用担保条項第1条（共済金を支払う場合）(2)の表の費用の支払を証明する領収書または本会と提携する機関からのその費用の請求書
ウ .	疾病治療費用共済金の請求を第三者に委任する場合には、疾病治療費用共済金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
エ .	その他本会が普通約款第28条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として共済契約締結の際に本会が交付する書面等において定めたもの

⑤疾病死亡共済金請求の場合

ア .	第3章疾病死亡危険担保条項第1条（共済金を支払う場合）(1)の表の②に規定する死亡の場合には、死亡の原因となった疾病が責任期間中または責任期間終了後48時間以内に発病したことおよびその疾病について、責任期間終了後48時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていたことを証明する医師の診断書
イ .	死亡診断書または死体検案書

ウ.	疾病死亡共済金の請求を第三者に委任する場合には、疾病死亡共済金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
エ.	その他本会が普通約款第28条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として共済契約締結の際に本会が交付する書面等において定めたもの

⑥賠償責任共済金請求の場合

ア.	本会の定める事故状況報告書
イ.	示談書その他これに代わるべき書類
ウ.	損害を証明する書類
エ.	賠償責任共済金の請求を第三者に委任する場合には、賠償責任共済金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
オ.	損害賠償金の支払または被害者の承諾があったことを示す書類
カ.	その他本会が普通約款第28条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として共済契約締結の際に本会が交付する書面等において定めたもの

⑦救援者費用等共済金の場合

ア.	被共済者が第5章救援者費用等担保条項第1条(共済金を支払う場合)(1)の表のいずれかに該当したことを証明する書類
イ.	救援者費用等共済金の支払を受けようとする第5章第2条(費用の範囲)の表に掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類または本会と提携する機関からのその費用の請求書
ウ.	救援者費用等保険金の請求を第三者に委任する場合には、救援者費用等保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
エ.	その他本会が普通約款第28条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に本会が交付する書面等において定めたもの

(3) 被共済者に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払を受けるべき被共済者の代理人がいないときは、下表に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその事実を本会に申し出て、本会の承認を得たうえで、被共済者の代理人として共済金を請求することができます。

①	被共済者と同居または生計を共にする配偶者(*3)
②	①に規定する者がいない場合または①に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、被共済者と同居または生計を共にする親族(*4)のうち3親等内の者
③	①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(*3)または②以外の親族(*4)のうち3親等内の者

(4) (3)の規定による被共済者の代理人からの共済金の請求に対して、本会が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けたとしても、本会は、共済金を支払いません。

(5) 第1章第2条(4)もしくは第2章第1条(7)の規定により被共済者が本会と提携する機関への治療費用共済金もしくは疾病治療費用共済金の支払を本会に求める場合または第5章第1条(4)の規定により共済契約者、被共済者もしくは被共済者の親族が本会と提携する機関への救援者費用等共済金の支払を本会に求める場合も、(2)、(3)および(4)の規定を適用します。

(6) 本会は、事故の内容、損害または費用の額、傷害または疾病の程度等に応じ、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対して、(2)および(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または本会が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、本会が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(7) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(6)の規定に違反した場合、または(2)、(3)もしくは(6)の書類に事実と異なる記載をし、もしくは

その書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、  
本会は、それによって本会が被った損害の額を差し引いて  
共済金を支払います。

- (\*1). 合併症および続発症の場合はその原因となった疾病的治療を開始した日をいいます。
- (\*2). やむを得ない場合には、第三者とします。
- (\*3). 普通約款第1条（用語の定義）の規定に関わらず、法律上の配偶者に限ります。
- (\*4). 普通約款第1条（用語の定義）の規定に関わらず、法律上の親族に限ります。

#### 第7条（普通約款の適用除外）

この特約の次の担保条項については、それぞれ普通約款の下表の規定を適用しません。

##### (1) 第1章傷害担保条項

①	第4条（共済金を支払わない場合－その2）
②	第7条（治療費用共済金の支払）
③	第8条（共済金等の削減）
④	第11条（共済責任の始期および終期）
⑤	第12条（告知義務）
⑥	第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）
⑦	第22条（共済掛金の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(2)および(5)
⑧	第27条（共済金の請求）

##### (2) 第2章疾病治療費用担保条項

①	第3条（共済金を支払わない場合－その1）
②	第4条（共済金を支払わない場合－その2）
③	第8条（共済金等の削減）
④	第9条（死亡の推定）
⑤	第11条（共済責任の始期および終期）
⑥	第12条（告知義務）
⑦	第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）
⑧	第22条（共済掛金の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(2)および(5)

	場合) (2)および(5)
⑨	第27条（共済金の請求）

##### (3) 第3章疾病死亡危険担保条項

①	第3条（共済金を支払わない場合－その1）
②	第4条（共済金を支払わない場合－その2）
③	第8条（共済金等の削減）
④	第9条（死亡の推定）
⑤	第11条（共済責任の始期および終期）
⑥	第12条（告知義務）
⑦	第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）
⑧	第22条（共済掛金の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(2)および(5)
⑨	第27条（共済金の請求）

##### (4) 第4章賠償責任危険担保条項および第5章救援者費用等担保条項

①	第3条（共済金を支払わない場合－その1）
②	第4条（共済金を支払わない場合－その2）
③	第8条（共済金等の削減）
④	第9条（死亡の推定）
⑤	第11条（共済責任の始期および終期）
⑥	第12条（告知義務）
⑦	第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）
⑧	第22条（共済掛金の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(2)および(5)
⑨	第26条（事故の通知）
⑩	第27条（共済金の請求）
⑪	第32条（代位）

#### 第8条（普通約款の読み替え）

- (1) この特約については、普通約款の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
--	----	-------	-------

①	第22条（共済掛金の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(1)	第12条（告知義務）(1)	この特約第6章基本条項第5条（告知義務）(1)
②	第25条（共済掛金の返還－解除の場合）(1)の表の①	第12条（告知義務）(2)	この特約第6章基本条項第5条（告知義務）(2)
③	第28条（共済金の支払時期）の(*1)	第27条（共済金の請求）(2)および(3)の規定による手続	この特約第6章基本条項第6条（共済金の請求）(2)および(3)の規定による手續
④	第29条（本会の指定する医師が作成した診断書等の要求）(1)	第27条（共済金の請求）	この特約第6章基本条項第6条（共済金の請求）
⑤	第31条（時効）	第27条（共済金の請求）(1)	この特約第6章基本条項第6条（共済金の請求）(1)

(2) (1)の規定のほか、次の担保条項については、普通約款の規定をそれぞれ下表のとおり読み替えて適用します。

①第1章傷害担保条項

	箇所	読み替え前	読み替え後
ア.	(7) 第5条（死亡共済金の支	「第2条（共済金を支払	この特約第1章傷害担

	払) (1) (イ) 第6条（後遺障害共済金の支払）(1)および(5) (ウ) 第9条（死亡の推定） (エ) 第10条（他の身体の障害または疾病の影響） (オ) 第26条（事故の通知） (1)	う場合)」、「第2条」	保条項第1条（共済金を支払う場合）
イ.	第25条（共済掛金の返還－解除の場合）(2)、(4)、および(5)	既経過期間に対応する共済掛金	既経過期間に対しこの特約別表1に掲げる短期料率によって計算した治療費用共済金部分の共済掛金
ウ.	第25条(6)	既経過期間に対応する治療費用共済金部分の共済掛金	既経過期間に対しこの特約別表1に掲げる短期料率によって計算した治療費用共済金部分の共済掛金
エ.	第32条（代位）(2)	第7条（治療費用共済金の支払）(1)	この特約第1章傷害担保条項第1条（共済金を

			支払う場合)
--	--	--	--------

②第2章疾病治療費用担保条項

	箇所	読み替え前	読み替え後
ア.	第1条(用語の定義)の危険	傷害または損害の発生	疾病の発病
イ.	第10条(他の身体の障害または疾病の影響)(1)	第2条(共済金を支払う場合)の傷害を被った	この特約第2章疾病治療費用担保条項第1条(共済金を支払う場合)の疾病を発病した
ウ.	第10条(1)	傷害を被った	疾病を発病した
エ.	第10条(1)	傷害が重大となった場合	疾病が重大となった場合
オ.	第10条(2)	第2条の傷害が重大となった場合	この特約第2章第1条の疾病が重大となった場合
カ.	第19条(重大事由による解除)(1)の表の①	傷害を生じさせ	疾病を生じさせ
キ.	第19条(3)	傷害(*3)の発生した	疾病(*3)を発病した
ク.	第19条(3)	発生した傷害(*3)	発病した疾病(*3)
ケ.	第19条の(*3)	生じた傷害	発病した疾病
コ.	第20条(被共済者による共済契約の解除)	治療費用共済金部分	疾病治療費用共済金部分

	請求) (5)および(6)		
サ.	第22条(共済掛金の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(7)	生じた事故による傷害	発病した疾病
シ.	第25条(共済掛金の返還－解除の場合)(2)、(4)および(5)	既経過期間に対応する	既経過期間に対しこの特約別表1に掲げる短期料率によって計算した
ス.	第25条(6)	既経過期間に対応する治療費用共済金部分の共済掛金	既経過期間に対しこの特約別表1に掲げる短期料率によって計算した疾病治療費用保険金部分の共済掛金
セ.	第25条(6)	治療費用共済金部分	疾病治療費用共済金部分
ソ.	第26条(事故の通知)(1)	被共済者が第2条(共済金を支払う場合)の傷害を被った場合は	被共済者がこの特約第2章疾病治療費用担保条項の疾病を発病した場合は

タ.	第26条(1)	その原因となつた事故の発生の日から	発病した日から
チ.	第26条(1)	事故発生の状況および傷害の程度	発病の状況および経過
ツ.	第28条(共済金の支払時期)(1)の表の①	損害または傷害	疾病
テ.	第28条(1)の表の③	損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係	疾病的程度、疾病と費用との関係
ト.	第29条(本会の指定する医師が作成した診断書等の要請)(1)	傷害の程度の認定その他共済金	疾病的程度の認定その他疾病治療費用共済金
ナ.	第32条(代位)(2)	「第7条(治療費用共済金の支払)(1)」「第7条(1)」	この特約第2章疾病治療費用担保条項第1条(共済金を支払う場合)(2)
ニ.	第32条(2)および(4)	治療費用共済金	疾病治療費用共済金

③第3章疾病死亡危険担保条項

	箇所	読み替え前	読み替え後
ア.	第1条(用語の定義)の危険	傷害または損害の発生の可能性	疾病による死亡の可能性
イ.	第19条(重大)	傷害を生じ	疾病を生じ

	事由による解除) (1)の表の①	させ	させ
ウ.	第19条(3)	傷害(*3)の発生した	疾病(*3)の発病した
エ.	第19条(3)	発生した傷害(*3)	発病した疾病(*3)
オ.	第19条の(*3)	生じた傷害	発病した疾病
カ.	第22条(共済掛金の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(7)	生じた事故による傷害	発病した疾病
キ.	第23条(共済掛金の返還－無効または失效の場合)(2)	第5条(死亡共済金を支払うべき傷害)	この特約第3章疾病死亡危険担保条項第1条(共済金を支払う場合)(1)の疾病死亡共済金を支払うべき疾病
ク.	第25条(共済掛金の返還－解除の場合)(2)、(4)および(5)	既経過期間に対応する	既経過期間に対しこの特約別表2に掲げる短期料率によって計算した
ケ.	第26条(事故の通知)(1)	被共済者が第2条(共済金を支払う	被共済者がこの特約第3章疾病死

		場合) の傷害を被った場合は	亡危険担保条項の疾病によって死亡した場合は
コ.	第26条(1)	その原因となつた事故の発生の日から	死亡した日から
サ.	第26条(1)	事故発生の状況および傷害の程度	発病の状況および経過
シ.	第28条(共済金の支払時期) (1)の表の①	事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無	疾病の原因、疾病発病の状況、疾病による死亡の有無
ス.	第28条(1)の表の③	損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係	疾病の程度、疾病と死亡との関係
セ.	第29条(本会の指定する医師が作成した診断書等の要求)(1)	傷害の程度の認定その他共済金の支払	疾病の程度の認定その他疾病死亡共済金の支払
ソ.	第32条(代位)(1)	傷害	疾病

④第4章賠償責任危険担保条項

	箇所	読み替え前	読み替え後
ア.	第19条(重大事由による解除)(1)の表の①	傷害を生じさせ	損害を生じさせ

イ.	第19条(3)	傷害(*3)の発生した	損害の発生した
ウ.	第19条(3)	発生した傷害(*3)	発生した損害
エ.	第22条(共済掛金の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(7)	生じた事故による傷害	生じた事故による損害
オ.	第25条(共済掛金の返還－解除の場合)(2)、(4)および(5)	既経過期間に対応する共済掛金	既経過期間に対しこの特約別表1に掲げる短期料率によって計算した共済掛金

⑤第5章救援者費用等担保条項

	箇所	読み替え前	読み替え後
ア.	第1条(用語の定義)の危険	傷害または損害の発生	費用の発生
イ.	第19条(重大事由による解除)(1)の表の①	傷害を生じさせ	費用を生じさせ
ウ.	第19条(2)の表の①	被共済者が、(1)の表の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれかに該当すること。	被共済者または救援者費用等共済金を受け取るべき者が、(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当す

			ること。
エ.	第19条(3)	傷害(*3)の発生した	費用の発生した
オ.	第19条(3)	発生した傷害(*3)	発生した費用
カ.	第19条の(*2)	その被共済者	その被共済者またはその救援者費用等共済金を受け取るべき者
キ.	第22条(共済掛金の返還または請求・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(7)	生じた事故による傷害	この特約第5章救援者費用等担保条項第1条(共済金を支払う場合)(1)の表の①から③までのいずれかに該当したことにより発生した費用
ク.	第25条(共済掛金の返還・解除の場合)(2)、(4)および(5)	既経過期間に対応する共済掛金	既経過期間に対しこの特約別表1に掲げる短期料率によって計算した共済掛金
ケ.	第28条(共済金の支払時期)(1)の表の①	損害または傷害	費用
コ.	第28条(1)の表の③	損害の額または傷害の	費用の額、事故と費用と

		程度、事故と損害または傷害との関係	の関係
サ.	第29条(本会の指定する医師が作成した診断書等の要)(1)	第26条(事故の通知)	この特約第5章救援者費用等担保条項第6条(事故の通知)

#### 第9条(重大事由による解除の特則)

第4章賠償責任危険担保条項および第5章救援者費用等担保条項については、共済契約者、被共済者または救援者費用等共済金を受け取るべき者が、普通約款第19条(重大事由による解除)(1)の表の③から⑤までのいずれかに該当することにより普通約款第19条(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、普通約款第19条(3)の規定は、下表の損害または費用については適用しません。

①	普通約款第19条(1)の表の③から⑤までのいずれにも該当しない被共済者または救援者費用等共済金を受け取るべき者に生じた損害または費用
②	普通約款第19条(1)の表の③から⑤までのいずれかに該当する被共済者に生じた損害賠償金の損害

#### 第10条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

別表1(第6章第8条(普通約款の読み替え)(2)の表の①、②、④、⑤の短期料率表)

#### 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合(%)
3日まで	4
4日まで	5
6日まで	8

8日まで	10
11日まで	11
15日まで	13
18日まで	14
22日まで	16
25日まで	17
28日まで	19
31日まで	20
46日まで	24
2か月まで	28
3か月まで	36
4か月まで	44
5か月まで	51
6か月まで	58
7か月まで	65
8か月まで	72
9か月まで	79
10か月まで	86
11か月まで	93
1年まで	100

別表2 (第6章第8条 (普通約款の読み替え) (2)の表の③の短期料率表)

#### 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。	
既経過期間	割合 (%)
8日まで	6
15日まで	7
22日まで	8
31日まで	11
46日まで	13
2か月まで	15
3か月まで	24
4か月まで	32
5か月まで	40
6か月まで	49
7か月まで	57

8か月まで	66
9か月まで	75
10か月まで	83
11か月まで	92
1年まで	100

#### 戦争危険等免責に関する一部修正特約

- (1) 本会は、この特約に従い、普通約款(\*1)第3条(共済金を支払わない場合—その1)(1)の表の⑨の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(\*4)。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為(政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれと連帯するものがその主義または主張に関して行う暴力的行動をいいます。)を除きます。(\*2)

」

- (2) 本会は、この共済契約に付帯された他の特約に、普通約款第3条(1)の表の⑨と同じ規定がある場合には、その規定についても(1)と同様に読み替えて適用します。

(\*1) 海外旅行傷害共済普通共済約款をいいます。以下この特約において同様とします。

(\*2) 該当する被共済者の数が多数の場合は、お支払いする金額が削減することがあります。

#### 技能実習特約

##### 第1条 (共済金を支払う場合)

- (1) 本会は、この特約により、被共済者が被った傷害または疾病が業務上の事由または通勤によらないものである場合に限り、外国人研修生特約および普通約款(\*1)の規定に従い、死亡共済金、後遺障害共済金、治療費用共済金、疾病治療費用共済金および疾病死亡共済金を支払います。
- (2) 本会は、この特約により、外国人研修生特約および普通約款の規定に従い、賠償責任共済金(\*2)および救援者費用等

共済金を支払います。

(\*)1. 海外旅行傷害共済普通共済約款をいいます。以下この特約において同様とします。

(\*)2. 外国人研修生特約第4章 賠償責任危険担保条項の共済金をいいます。

## 第2条（被共済者の範囲）

この特約における被共済者は、外国人研修生特約第6章基本条項第2条（被共済者の範囲）の規定にかかわらず、技能実習、特定活動または特定技能の在留資格をもって技能実習、特定活動または特定技能に従事する者をいいます。

## 第3条（責任期間）

(1) この特約に基づく責任期間は、外国人研修生特約第6章基本条項第3条（責任期間）(1)の規定にかかわらず、共済契約の締結時に定めた共済期間開始日時から、日本国における技能実習、特定活動または特定技能を終えた後国籍国等(\*1)への帰国手続を終了するまでとします。ただし、被共済者の国籍国等(\*1)への帰国手続が帰国予定日(\*2)の午後12時においても終了していない場合は、責任期間は帰国予定日(\*2)の午後12時をもって終わるものとします。

(2) (1)の規定にかかわらず、帰国予定日(\*2)より前に被共済者の在留期間が満了した場合、その時点において本会の共済責任は終わるものとします。ただし、在留期間満了前に日本国を出国していた場合を除きます。

(3) (1)または(2)の規定にかかわらず、在留期間が満了する前であっても、帰国予定日(\*2)より前に技能実習、特定活動または特定技能が終了しないまま被共済者が日本国から出国した場合には、その時点において本会の共済責任は終わるものとします。ただし、被共済者が再入国許可を得て出国した場合には、出国の日の後30日間は本会の共済責任は継続するものとします。

(4) (1)の規定にかかわらず、被共済者の国籍国等(\*1)への帰国手続が帰国予定日(\*2)の午後12時までに行われることが予定されているにもかかわらず下表に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、共済責任の終期は、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ、72時間を限度として延長されるものとします。

①	被共済者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関(*3)のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航もしくは運休
②	交通機関(*3)の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能
③	被共済者が治療を受けたこと

(5) (4)の場合のほか、被共済者の国籍国等(\*1)への帰国手続が帰国予定日(\*2)の午後12時までに行われることが予定されているにもかかわらず下表に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、その時から被共済者が解放され正常な旅行行程につくことができる状態に復するまでに必要とする時間だけ共済責任の終期は延長されるものとします。ただし、最終目的地に到着した時または当初予定していなかった目的地に向けて出発した時(\*4)のいずれか早い時までとします。

①	被共済者が乗客として搭乗している交通機関(*3)または被保険者が入場している施設に対する第三者による不法な支配または公権力による拘束
②	被共済者に対する公権力による拘束
③	被共済者が誘拐されたこと
④	日本国外において、空港が閉鎖された結果、被共済者がその空港所在国を容易に出国できない状態になったこと

(\*1). 国籍または住所を有する国をいいます。

(\*2). 共済証書記載の国籍国等(\*1)への帰国予定日をいいます。

(\*3). 航空機、船舶、車両等の交通機関をいいます。

(\*4). 最終目的地への移動のため必要、かつ、やむを得ない場合を除きます。

## 第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および外国人研修生特約の規定を準用します。

## 責任期間に関する特約

### （外国人研修生特約用）

本会は、この特約により、海外旅行傷害共済外国人研修生特約

第6章基本条項第3条（責任期間）（1）の規定にかかわらず、被共済者が研修、技能実習、特定活動または特定技能の目的をもって日本国への入国手続を終了し、日本国における研修、技能実習、特定活動または特定技能を終えた後、日本国からの出国手続を終了するまでを責任期間とします。

### 責任期間に関する特約 (技能実習特約用)

本会は、この特約により、海外旅行傷害共済技能実習特約第3条（責任期間）（1）の規定にかかわらず、共済契約の締結時に定めた共済期間開始日時から、日本国における技能実習、特定活動または特定技能を終えた後、日本国からの出国手続を終了するまでを責任期間とします。

### 被共済者の範囲の変更に関する特約 (外国人研修生特約用)

#### 第1条（被共済者の範囲の変更）

- (1) 本会は、この特約により外国人研修生特約の規定中「研修、技能実習、特定活動または特定技能」とあるのを「留学」と読み替えて適用します。
- (2) 本会は、この共済契約に、責任期間に関する特約が付帯されている場合には、同特約の規定中「研修、技能実習、特定活動または特定技能」とあるのを「留学」と読み替えて適用します。

#### 第2条（用語の定義）

この特約において、留学とは出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項に規定する在留資格として、同法別表第一の四の表の上欄に掲げられた留学をいいます。

### パンデミックに伴う共済金支払いに関する 特約

#### 第1条（共済金支払いについての特則）

1回のパンデミック（感染症の世界的大流行）につき本会が支払うべき共済金の総額が15,000,000円を超えることとなる場合は、本会はその支払うべき共済金を削減し、1回のパンデミックにおける共済金の支払限度額総額を15,000,000円とします。

#### 第2条（1回のパンデミックの定義）

1回のパンデミックの時間の範囲は、連続30日とします。